

相模原市産業集積促進条例新旧対照表

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">相模原市産業集積促進条例</p> <p style="text-align: right;">平成17年9月30日 条例第56号</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、より強固な産業集積基盤の形成に資するため、本市に立地する企業等に対し奨励措置を講ずることにより、企業立地等の促進、市民の雇用機会の創出及び拡大並びに工業用地の保全活用を図り、もって将来にわたる持続的な本市産業の発展に寄与することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 企業等 営利を目的として事業所を設ける法人又は個人をいう。</p> <p>(2) 中小企業等 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項各号に掲げる会社及び個人をいう。</p> <p>(3) 事業所 企業等がその事業の用に供するために設置する工場、研究所その他これらに類するもの及びこれらに付随した関連施設で規則で定めるものをいう。</p> <p>(4) 奨励措置 次条第1号に規定する固定資産税及び都市計画税に係る不均一課税並びに同条第2号に規定する奨励金の交付をいう。</p>	<p style="text-align: center;">相模原市産業集積促進条例</p> <p style="text-align: right;">平成17年9月30日 条例第56号</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、より強固な産業集積基盤の形成に資するため、本市に立地する企業等に対し奨励措置を講ずることにより、企業立地等の促進、市民の雇用機会の創出及び拡大並びに工業用地の保全活用を図り、もって将来にわたる持続的な本市産業の発展に寄与することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 企業等 営利を目的として工場等を設ける法人又は個人をいう。</p> <p>(2) 中小企業等 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項各号に掲げる会社及び個人をいう。</p> <p>(3) 大企業 <u>中小企業基本法第2条第1項各号に規定する資本金の額又は出資の総額及び常時使用する従業員の数を超える会社であって、当該各号に規定する事業を主たる事業として営むものをいう。</u></p> <p>(4) 工場等 企業等がその事業の用に供するために設置する工場、研究所その他これらに類するもの及びこれらに付随した関連施設で規則で定めるものをいう。</p> <p>(5) 事業所 <u>一団の土地の区域内に1又は2以上の工場等が設置されているものの総体(一団の土地及び当該工場等を同一の企業等が所有し、又は賃借するものに限る。)をいう。</u></p> <p>(6) 奨励措置 次条第2項に規定する固定資産税及び都市計画税に係る不均一課税並びに同条第3項に規定する奨励金の交付をいう。</p>

(1) 貸し工場の竣工後、2年以内に前項第1号に掲げる事業の用に供されることを目的として、同項第3号の要件を満たす企業等に賃貸すること。

(2) 貸し工場の建設に係る投下資本額が3,000万円以上であること。

3 産業集積促進地域において1,000平方メートル以上の土地を売却する者が、奨励措置を受けるための要件は、次のとおりとする。ただし、産業集積促進地域のうち特別工業地区及び工業専用地域にあっては、遊休地、低未利用地等の土地を売却する場合であって、特に本市の産業集積のため奨励する必要があると市長が認めるときに限る。

(1) 土地を取得する企業等が当該土地を第1項第1号に掲げる事業の用に供するものであること。

(2) 土地を売却する者及び取得する企業等が第1項第3号の要件を満たすものであること。

4 産業集積促進地域(特別工業地区及び工業専用地域を除く。)において地区計画が定められた区域内に土地を所有する者が、奨励措置を受けるための要件は、当該土地を現に工業の用に供している場合で、第1項第3号の要件を満たすものであることとする。

(事業計画の認定)

第5条 前条第1項の要件を満たす立地を行おうとする企業等、同条第2項の要件を満たす貸し工場の建設を行おうとする土地所有者又は同条第3項の要件を満たす土地の売却を行おうとする者のうち奨励措置を受けようとするものは、規則で定めるところにより、立地等に係る事業計画(以下「事業計画」という。)を市長に提出し、その認定を受けなければならない。

2 市長は、前項に規定する事業計画が提出されたときは、相模原市企業立地等審査会の意見を聴いて、その認定の可否を決定し、その旨を当該事業計画を提出したものに通知するものとする。

(削る)

(削る)

5 産業集積促進地域において1,000平方メートル以上の土地を売却する者が工業用地継承奨励金の交付を受けるための要件は、次のとおりとする。ただし、産業集積促進地域のうち特別工業地区、工業専用地域及び工業系地区計画区域にあっては、遊休地、低未利用地等の土地を売却する場合であって、特に本市の産業集積のため奨励する必要があると市長が認めるときに限る。

(1) 土地を取得する企業等が当該土地を第1項第1号に掲げる事業の用に供するものであること。

(2) 土地を売却する者及び取得する企業等が第1項第3号の要件を満たすものであること。

6 工業系地区計画区域内に土地を所有する者が工業保全地区奨励金の交付を受けるための要件は、第1項第3号の要件を満たすものであることとする。

(立地計画の認定)

第5条 奨励措置(工業保全地区奨励金を除く。)を受けようとするものは、規則で定めるところにより、立地等に係る事業計画(以下「立地計画」という。)を市長に提出し、その認定を受けなければならない。

2 市長は、前項に規定する立地計画が提出されたときは、相模原市企業立地等審査会の意見を聴いて、その認定の可否を決定し、その旨を当該立地計画を提出したものに通知するものとする。

3 市長は、必要があると認めるときは、立地計画の認定に当たり条件を付することができる。

規定なし！

規定あり！

(奨励措置の適否の決定)

第8条 市長は、前条第2項の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、奨励措置の適用について、その適否を決定するとともに、その旨を当該申請をしたものに通知するものとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項の奨励措置の適用について、条件を付することができる。

(奨励金の請求等)

規定あり

第9条 前条第1項の規定による奨励措置の適用の決定を受けたもの(以下「適用企業等」という。)は、奨励措置のうち奨励金の交付を受けようとするときは、規則で定めるところにより、市長に請求しなければならない。

2 市長は、奨励措置のうち施設整備奨励金にあっては、3年に分割して交付することができる。

(事業の継続義務)

第10条 立地に係る奨励措置の適用を受けた企業等(以下「立地奨励企業等」という。)は、立地の日から10年を経過する日までの間、その事業を継続しなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認める場合は、この限りでない。

2 市長は、立地奨励企業等に対し、立地の日から10年を経過する日まで毎年度、当該立地に係る事業の実施状況について報告若しくは関係書類の提出を求め、又は職員に調査をさせることができる。

(協定の締結)

第11条 市長は、新設に係る奨励措置の適用を受けた企業等と環境への配慮、社会への貢献その他必要な企業活動に関する事項について協定を締結することができる。

(奨励措置の適用の決定の取消し等)

限定列举

第12条 市長は、適用企業等について次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、奨励措置の適用の決定の全部又は一部を取り消し、若しくは奨励措置の適用を停止することができる。

(奨励措置の適否の決定)

第8条 市長は、前条第2項の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、奨励措置の適用について、その適否を決定するとともに、その旨を当該申請をしたものに通知するものとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項の奨励措置の適用について、条件を付することができる。

(奨励金の請求等)

規定あり

第9条 前条第1項の規定による奨励措置の適用の決定を受けたもの(以下「適用企業等」という。)は、奨励措置のうち奨励金の交付を受けようとするときは、規則で定めるところにより、市長に請求しなければならない。

2 市長は、奨励措置のうち土地取得奨励金及び建物建設奨励金にあっては、5年に分割して交付することができる。

(事業の継続義務)

第10条 立地に係る奨励措置の適用を受けた企業等(以下「立地奨励企業等」という。)は、立地の日から10年を経過する日までの間、その事業を継続しなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認める場合は、この限りでない。

2 市長は、立地奨励企業等に対し、立地の日から10年を経過する日まで毎年度、当該立地に係る事業の実施状況について報告若しくは関係書類の提出を求め、又は職員に調査をさせることができる。

(協定の締結)

第11条 市長は、認定企業等と環境への配慮、社会への貢献その他必要な企業活動に関する事項について協定を締結することができる。

(奨励措置の適用の決定の取消し等)

限定列举

第12条 市長は、適用企業等について次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、奨励措置の適用の決定の全部又は一部を取り消し、若しくは奨励措置の適用を停止することができる。

- (1) 第4条に掲げる要件に適合しなくなったとき。
- (2) 第7条第2項に規定する申請の内容に変更が生じた場合で、第8条第1項の規定により決定した奨励措置の内容に変更が生じたとき。
- (3) 第8条第2項の規定により市長が付した条件に違反したとき。

### 5条3項なし

- (4) 虚偽又は不正な行為により奨励措置の適用を受けたことが明らかになったとき。
- (5) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (6) 重大な法令違反又は社会的な信用を著しく損なう行為をしたとき。

2 市長は、前項の規定により奨励措置の適用を取り消した場合において、当該取消しに係る部分について既に奨励金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成17年10月1日から施行する。

(失効)

2 この条例は、平成22年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに事業計画の提出又は地区計画に係る都市計画の決定の告示がされた場合の奨励措置については、この条例は、同日後もなおその効力を有する。

附 則(平成20年2月4日条例第1号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月31日条例第22号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

- (1) 第4条に掲げる要件に適合しなくなったとき。
- (2) 第7条第2項に規定する申請の内容に変更が生じた場合で、第8条第1項の規定により決定した奨励措置の内容に変更が生じたとき。
- (3) 第5条第3項及び第8条第2項の規定により市長が付した条件に違反したとき。 **追加**

- (4) 虚偽又は不正な行為により奨励措置の適用を受けたことが明らかになったとき。
- (5) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (6) 重大な法令違反又は社会的な信用を著しく損なう行為をしたとき。

2 市長は、前項の規定により奨励措置の適用を取り消した場合において、当該取消しに係る部分について既に奨励金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成17年10月1日から施行する。

(失効)

2 この条例は、平成27年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに立地計画の提出又は地区計画に係る都市計画の決定の告示がされた場合の奨励措置については、この条例は、同日後もなおその効力を有する。

附 則(平成20年2月4日条例第1号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月31日条例第22号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則